

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第91号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後			改正前		
<p>（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関）</p> <p>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。</p>			<p>（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関）</p> <p>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。</p>		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県日野郡民行政参画推進会議	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例（平成14年鳥取県条例第54号）第2条の規定による日野郡内における総合的かつ計画的な県政の運営を図るための指針、日野郡内で実施される県の事業その他日野郡内における県政の運営に係る諸課題についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	日野総合事務所	鳥取県日野郡民行政参画推進会議	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例（平成14年鳥取県条例第54号）第2条の規定による日野郡内における総合的かつ計画的な県政の運営を図るための指針、日野郡内で実施される県の事業その他日野郡内における県政の運営に係る諸課題についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	日野総合事務所
略			鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例（昭和25年鳥取県条例第43号）第1条及び第2条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画についての調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務	政策企画課
略			鳥取県農業振興審議会	鳥取県農業振興審議会設置条例（昭和36年鳥取県条例第12	農政課

鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項の調査審議に関する事務	農政課	議会	号）第2条の規定による鳥取県の農業・農村の振興に係る重要施策及び鳥取県卸売市場整備計画その他卸売市場に係る重要事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務
略			鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項の調査審議に関する事務
略			略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。